

## 【フランス】個人データの保護に関する法律

海外立法情報課 安藤 英梨香

\* 2018年5月25日からEU一般データ保護規則（GDPR）の適用が開始されたことを受け、これまでデータ保護を規定していた1978年の法律を、GDPRに則したものに改正するため、2018年6月20日、個人データの保護に関する法律が制定された。

### 1 背景

2018年6月20日、個人データの保護に関する法律第2018-493号<sup>1</sup>が成立した。フランスでは従来、公的部門による個人情報情報の濫用を防ぐために制定された情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律第78-17号<sup>2</sup>（以下「1978年法」）が、個人データの保護及び処理について規定していた。2016年4月にEU一般データ保護規則（GDPR）<sup>3</sup>が制定されたのに伴い、2016年10月に、デジタル国家のための法律第2016-1321号<sup>4</sup>が制定され、インターネットにおける個人の権利とその保護に関する規定が置かれ、死者の個人データの保護、未成年者の忘れられる権利、リベンジポルノに対する罰則の強化などが定められた。GDPRが2018年5月25日に適用開始されたことに伴い、1978年法を、よりGDPRに則したものにするために、法律第2018-493号が制定された。法律第2018-493号は、GDPRと同日に制定された警察・刑事司法分野の管轄官庁による個人データの保護に関するEU指令<sup>5</sup>の規定も反映している。

### 2 構成

法律第2018-493号は、全5章37か条から成る。その構成は、第1章「2016年4月27日の欧州議会及び理事会の規則（EU）2016/679並びに2016年4月27日の欧州議会及び理事会の指令（EU）2016/680の一般適用規定」（第1条～第8条）、第2章「個人データの処理に関する自然人の保護及びそのデータの自由な移転に関する2016年4月27日の欧州議会及び理事会の規則（EU）2016/679により許可される処理の範囲」（第9条～第28条）、第3章「犯罪の防止及び捜査、検知及び訴追並びに刑事制裁の実施を目的とした管轄機関による個人データの処理に関する自然人の保護及びそのデータの自由な移転並びに理事会枠組み決定2008/977/JHAの廃止に関する2016年4月27日の欧州議会及び理事会の指令（EU）2016/680を国内法化する規定」（第29条～第30条）、第4章「地方公共団体による個人データ保護に関する規定の適用を促進する規定」（第31条～第33条）、第5章「諸規定及び最終規定」（第34条～第37条）

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年9月7日である。

<sup>1</sup> Loi n° 2018-493 du 20 juin 2018 relative à la protection des données personnelles. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jo/pdf.do?id=JORFTEXT000037085952>>

<sup>2</sup> LOI n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés. <<https://www.legifrance.gouv.fr/jo/pdf.do?id=JORFTEXT000000886460>>

<sup>3</sup> 同規則については、島村智子「【EU】一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018, 7, pp.2-5. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_11117153\\_po\\_02760101.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117153_po_02760101.pdf?contentNo=1)> を参照。

<sup>4</sup> Loi n° 2016-1321 du 7 octobre 2016 pour une République numérique. 同法については、豊田透「【フランス】デジタル国家を推進する法律の制定」『外国の立法』No.270-1, 2017.1, pp.10-11. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_10258433\\_po\\_02700105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10258433_po_02700105.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)> を参照。

<sup>5</sup> Directive (EU) 2016/680.

である。

### 3 概要

#### (1) 個人データの定義

1978年法第2条は、個人データを、個人番号若しくは個人に固有な1又は2以上の要素を通じて直接的又は間接的に識別され又は識別することが可能である自然人（データ主体）に関する全ての情報であると定義しており、識別の可能性については、責任者、処理者等が用いるあらゆる手段を考慮に入れて判断すべきとしている。

#### (2) 独立監督機関

1978年法によって設置された個人情報保護に関する監視を行う独立行政機関である、情報処理及び自由に関する国家委員会（Commission nationale de l'informatique et des libertés: CNIL）を、GDPRで設置が義務付けられた、監視、啓発、国内機関への助言、苦情処理、調査等を行う独立監督機関とするため、その任務の拡大及び権限の強化が定められた。CNILは、基準、行動規範、処理者の義務に関する規則を公表し、議会の諮問により、個人データの問題に関して所見を述べるができる。また、処理責任者及びその下請業者がGDPR又はこの法律に基づく義務に違反した場合、CNILの長は、警告、義務の遵守命令の発出、認証の取消しができるほか、データ処理の差止めを求め、定められた期日から1日遅れるごとに10万ユーロ<sup>6</sup>を上限とする制裁金を科すことができる。

#### (3) 特別な類型の個人データの処理

GDPRは原則として保健医療データの処理を禁止しているが、GDPRが認める例外事項のほかに、次の場合に処理が認められる。①治療や予防促進を目的とした研究等において、データが研究のためにのみ使用され、調査スタッフによって研究が行われることを前提に、処理によってデータに基づく研究が可能になる場合、②医療保険の運営責任を負う団体により、支給や管理のために処理が行われる場合、③医療施設において、医学情報の責任者である医師が処理を行う場合、等。

また、軍事データに関して、関連する処理を実施する者は、国、地方自治体及びそれに準ずる団体を除き、内務大臣に届け出なければならない。個人データの性格を有する軍事データにアクセスする者に対しては、安全保障に脅威を与えるかどうかを判別するための行政調査を行うことができる。軍事データに関する規定に違反すると、違反事項に応じて1年の拘禁刑及び10万ユーロの罰金又は3年の拘禁刑及び30万ユーロの罰金が科される。

#### (4) その他

データ主体の権利保護の規定が置かれ、情報社会サービス<sup>7</sup>を直接未成年者に提供する場合、15歳未満については、本人及び親権者の共同の同意が必要となることが定められている。

GDPRに基づく規定の多くは、2018年5月25日に遡って適用する。

#### 参考文献

- ・株式会社ITリサーチ・アート「第2部第3フランス」『EU各国における個人情報保護制度に関する調査研究報告書』2018.3.29, pp.52-74. 総務省HP <[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000545719.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000545719.pdf)>

<sup>6</sup> 1ユーロは約130円（平成30年9月分報告省令レート）。

<sup>7</sup> 情報社会サービス（services de la société de l'information）とは、サービスの受け手の個々の要求に基づき、遠隔で電子的手段により通常有償で提供されるサービスである（Directive 98/34/EC）。